平成２４年（フ）第３４６号
千葉県四街道市めいわ５丁目３番３号
債務者　湯浅　晶仁
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３４７号
千葉県四街道市和良比258番地３　コーポサンビレッジ106
債務者　岡田　　晃
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３４８号
千葉県四街道市鹿放ケ丘598番地１
債務者　工藤貴美子
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３６０号
千葉県八街市朝日244番地２
債務者　石山　勝男
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３６１号
千葉県八街市朝日244番地２
債務者　石山トミ子
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３７５号
千葉県佐倉市西志津７丁目10番５号　201
債務者　新原　　晃
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１０４号
千葉県長生郡一宮町船頭給238番地１　県営住宅１棟201号
債務者　鯛網　尚志
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第１５４号
長野県上田市秋和1012番地
債務者　牛越袈裟与
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第４４０号
岐阜県関市市平賀420番地　サンハイツスター１－Ｌ号
債務者　荒木　慎悟
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４４７号
岐阜市六条江東２丁目11番７号　スロットマックス六条、住民票上の住所愛知県尾張旭市北山町北山175番地９
債務者　松原　実穂
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１００号
岐阜県美濃加茂市加茂野町加茂野752番地　シャトレ南野203号室
債務者　大河内里美
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第４０号
静岡県賀茂郡河津町浜407番地の39
債務者　田島美津子
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２４年（フ）第４２号
静岡県賀茂郡南伊豆町下小野696番地の１
債務者　鈴木かおり
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２４年（フ）第４３号
静岡県賀茂郡松崎町江奈212番地の６海宝苑アパート２Ｆ201号、住民票上の住所静岡県賀茂郡松崎町江奈212番地の６
債務者　石田　千波
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２４年（フ）第３４３号
滋賀県甲賀市水口町新城807－１　トップハウス水口２－103、住民票上の住所京都府八幡市男山八望３番地１－Ｂ48－703
債務者　久保田　淳
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４１７号
滋賀県野洲市久野部125番地６　中村ハイツ17号、前住所大阪府泉大津市東雲町11番14－202号
債務者　溝口　政忠
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４２７号
大津市国分１丁目19番23号　シズカマンションＣ棟Ｊ号、前住所大津市馬場２丁目９番８号
債務者　白川　義孝
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
大津地方裁判所民事部